医薬品等の販売・授与の業務を行う体制に関する申告書（薬局）

薬局の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　年　 　月 　　日

1　業務を行う体制について

① 業務を行う体制について

□　薬局管理者は、常勤である。

□　薬局の開店時間内は、常時、薬剤師が勤務する。

□ 薬剤師不在時間の届出をしている場合、薬剤師が不在となる場合の業務体制を整えている。

（調剤室閉鎖、薬局内外掲示、連絡体制、手順書作成等）

□　薬剤師の実員数≧（一日平均取扱処方箋数／４０）（端数は繰上げ）である。

□　医薬品等の購入者から相談があった場合に、情報の提供又は指導を行う体制を備えている。□　営業時間外についても備えている。

　　　② 医療の安全確保、医薬品の適正管理のための必要な措置について

□　医薬品安全使用責任者を設置する。

□　指針を策定する。

□　従事者に対する研修を実施する。

□　従事者から薬局開設者への事故報告の体制を整備する。

□　業務に関する手順書を作成し、手順書に基づき業務を実施する。

□　情報の収集、その他業務に係る適正管理の確保を目的とした改善のための方策を実施する。

2　従事者の区別について

① 薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別を次の方法で行う。

　　　□　名札（氏名と資格を記載）　　□　名札及び衣服等による区別

　　　□　その他（ ）

　3　要指導医薬品又は一般用医薬品の販売方法について

① 要指導医薬品又は一般用医薬品について

□　要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない開店時間は、陳列場所を閉鎖する。

その方法（ ）

□　薬局の開店時間内に、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない時間帯はない。

　　　② 要指導医薬品又は第１類医薬品について

□　要指導医薬品又は第１類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列する。

□　鍵をかけた陳列設備に陳列する。 □　直接手の触れられない設備に陳列する。

□　要指導医薬品又は第１類医薬品を販売しない開店時間は、その陳列区画を閉鎖する。

　　　　　その方法（ ）

　　 □　要指導医薬品又は第１類医薬品の情報提供は、薬剤師が情報提供を行う場所において書面を用いて対面で行う。

　　　③ 指定第２類医薬品について

　　　□　情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列する。

　　　□　鍵をかけた陳列設備に陳列する。

　　　□　1.2メートル以内の範囲に進入できない措置をとる。

　　　□　禁忌の確認や専門家への相談を促す掲示・表示を行うとともに、購入者にその内容が適切に伝わる取組を行う。

　　　④ 第２類医薬品（指定第２類医薬品を含む）又は第３類医薬品について

　　　□　第２類医薬品又は第３類医薬品の情報提供は、薬剤師又は登録販売者が情報提供を行う場所において行う。

　5　プライバシーの配慮

　　　□　薬局内に相談室を設置する。 □　医薬品の交付場所（投薬ｶｳﾝﾀｰ）に仕切りを設置する。

　　　□　その他（ ）

6　情報（法令の改正、緊急医薬品情報等）の入手手段について

　　　□　県、関係団体等から入手　　□　関係団体広報誌又は業界新聞、雑誌等

　　　□　各種研修会等に出席　　　　□　インターネットを利用　　□　その他（　　　　　）